

「介護福祉士実務者研修テキスト」 「介護職員初任者研修テキスト」別冊 2018年障害者総合支援法改正のポイント

【主な関係巻】

介護福祉士実務者研修テキスト①第3章第3節……175～196頁

介護職員初任者研修テキスト①第4章第3節……175～187頁

1. 障害者総合支援法の改正の概要

2016（平成28）年5月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、6月3日に公布されました。これにより「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」とします）が改正され、2018（平成30）年4月1日（一部は公布の日）より次のように施行されます。

① 障害者の望む地域生活の支援

- ① 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスが新設されます（**自立生活援助**）。
- ② 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスが新設されます（**就労定着支援**）。
- ③ 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。
- ④ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得状況や障害の程度等の事情を勘案し、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できるしくみが設けられます。

② 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ① 重度の障害等により外出がいちじるしく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスが新設されます（**居宅訪問型児童発達支援**）。
- ② 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象が拡大されます。
- ③ 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めることとされます。
- ④ 障害児のサービスにかかる提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において**障害児福祉計画**が策定されます。

③ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ① 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能となります。
- ② 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定が整備されます。

2. 障害者の地域生活支援に関する改正

① サービスの追加

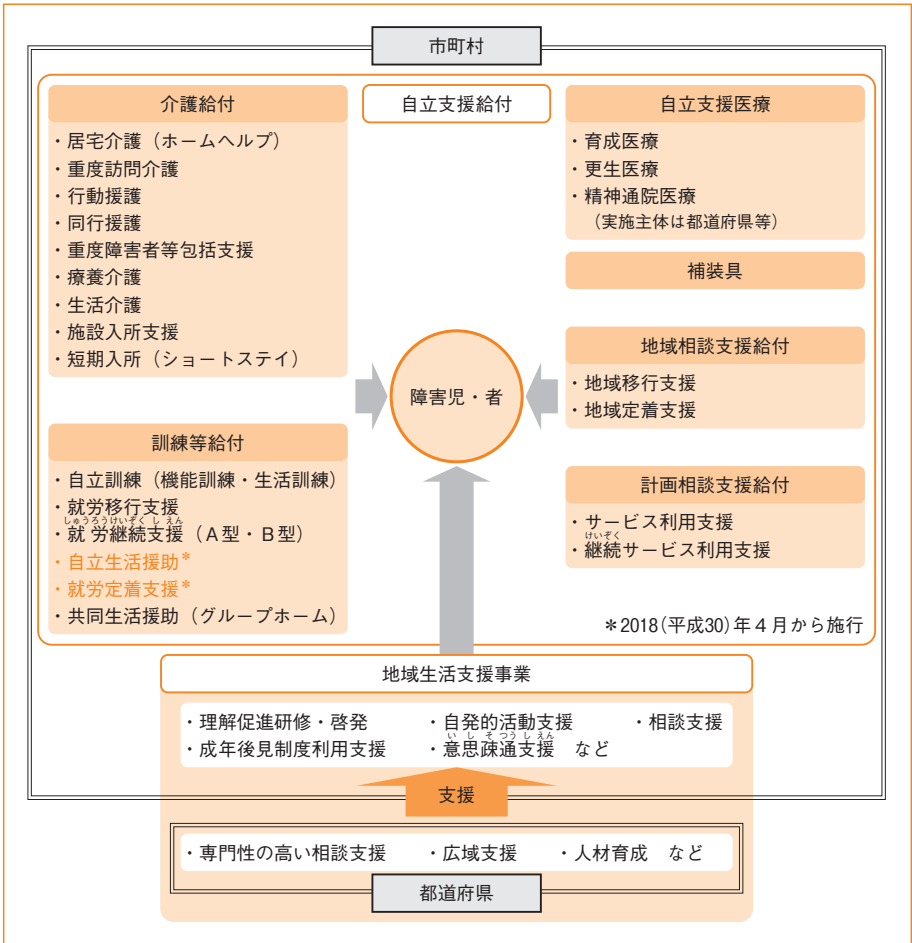
自立支援給付の訓練等給付として、自立生活援助および就労定着支援が新設されます。

▶▶ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者に対して、居宅への定期的な巡回訪問や本人の相談に応じて必要な支援を行います。

▶▶ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障害者に対して、環境変化による生活課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向



けた支援を行います。

② サービスの充実

▶▶ 重度訪問介護

従来は、重度の肢体不自由者や、重度の知的障害または精神障害により行動上いちじるしい困難がある人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うこととされていました。今回の改正では、医療機関の入院時にも重度訪問介護が提供されることとなりました。

▶▶ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

65歳に達するまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスの提供を受けていた低所得の高齢障害者に対して、一般高齢者との公平性をふまえて、介護保険サービスの利用者負担が軽減（償還）^{しょうかん}されるしくみが設けられます。また、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しにより、介護保険サービスの円滑な利用が促進されます。^{えんかつ}

3. サービス向上のための環境整備に関する改正

① 補装具の支給範囲の拡大

補装具の「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給対象となります。「貸与」が適切である場合として、①成長に伴って短期間での交換が必要な障害児、②障害の進行によって短期間の利用が想定される場合、③仮合わせ前の試用が想定されています。

② 情報公表制度の創設

利用者が良質なサービスを選択できるように、障害福祉サービス事業者は施設の運営状況に関する情報を公開し、都道府県知事はその情報を公開することになります。事業者が都道府県知事に報告する事項は、基本情報として、事業所等の所在地、従業員数、営業時間、事業内容のほか、運営情報として、障害福祉サービス等に関する具体的な取り組み状況などが想定されています。